

県内で働く調理師の皆様へ



業務従事者届の 提出をお願いいたします

必須

働いている調理師は、2年毎に業務従事者届を出すことが義務付けられています。(調理師法第5条の2に規定)
近年、国民の食生活の多様化に伴って、食品等に関する知識と卓越した調理技術を持っている調理師の皆様方への期待は高まってきております。

このため、飲食店等において調理業務の従事する調理師の皆様方の資質の向上を目的とする研修等の事業が円滑に実施できるよう、就業する調理師の届出制度が創設され、今年がその年にあたります。

対象者

寄宿舍、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、
飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業、その他



提出方法

令和8年12月31日現在の状況を令和9年1月15日までに回答ください！

<回答方法>

- ・回答フォームへの入力
- ・郵送・メール・FAXでの提出

≪回答フォームURL≫

<https://logoform.jp/f/cOhOq>



<提出先> 岐阜県健康福祉部生活衛生課

〒500-8570 岐阜市葦田南2-1-1 岐阜県健康福祉部生活衛生課 宛て

メール:c11222@pref.gifu.lg.jp FAX:058-278-2627

問合せ先

詳しくは、岐阜県健康福祉部生活衛生課、保健所へお問い合わせください。

岐阜県健康福祉部生活衛生課 ☎058-272-8284(直通)

岐阜保健所	☎058-380-3003	可茂保健所	☎0574-25-3111
岐阜保健所本巢・山県センター	☎058-213-7269	東濃保健所	☎0572-23-1111
西濃保健所	☎0584-73-1111	恵那保健所	☎0573-26-1111
西濃保健所揖斐センター	☎0585-23-1111	飛騨保健所	☎0577-33-1111
関保健所	☎0575-33-4011	飛騨保健所下呂センター	☎0576-52-3111
関保健所郡上センター	☎0575-67-1111	岐阜市保健所	☎058-252-7194